

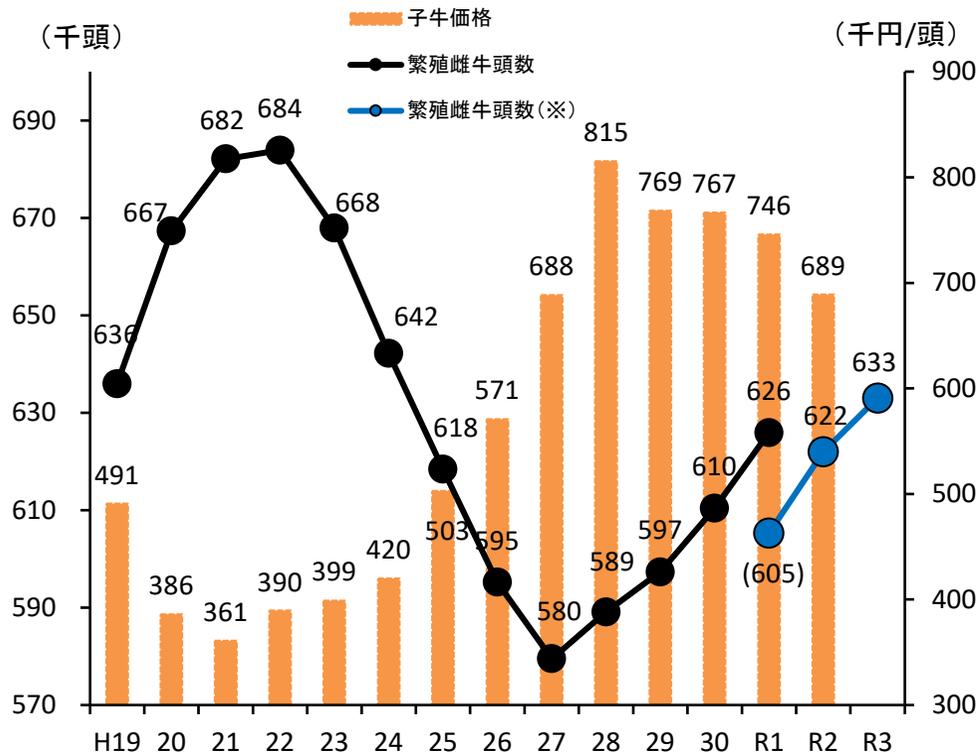
肉用牛をめぐる情勢と 関係事業について

令和4年2月
農林水産省
畜産局畜産振興課

1. 肉用繁殖雌牛の動向

- ・ 肉用牛繁殖雌牛の頭数は、平成22年の68万4千頭をピークに27年には58万頭まで減少(▲約10万頭)したが、各般の生産基盤強化対策の実施により、平成28年から増加傾向で推移しており、令和2年は62万2千頭。
- ・ 肉専用種雌のうち繁殖に仕向けられる頭数割合は、平成25年度を底に増加傾向で推移しており、最近では約40%で推移。

繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移

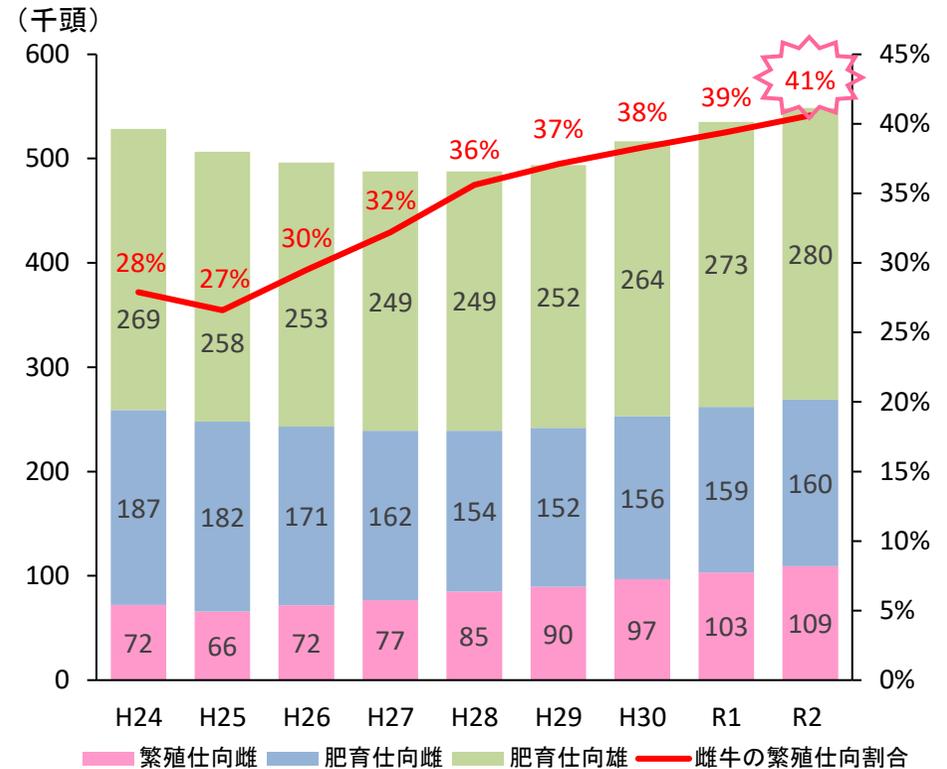


資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」
 ※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)

注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。

子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)

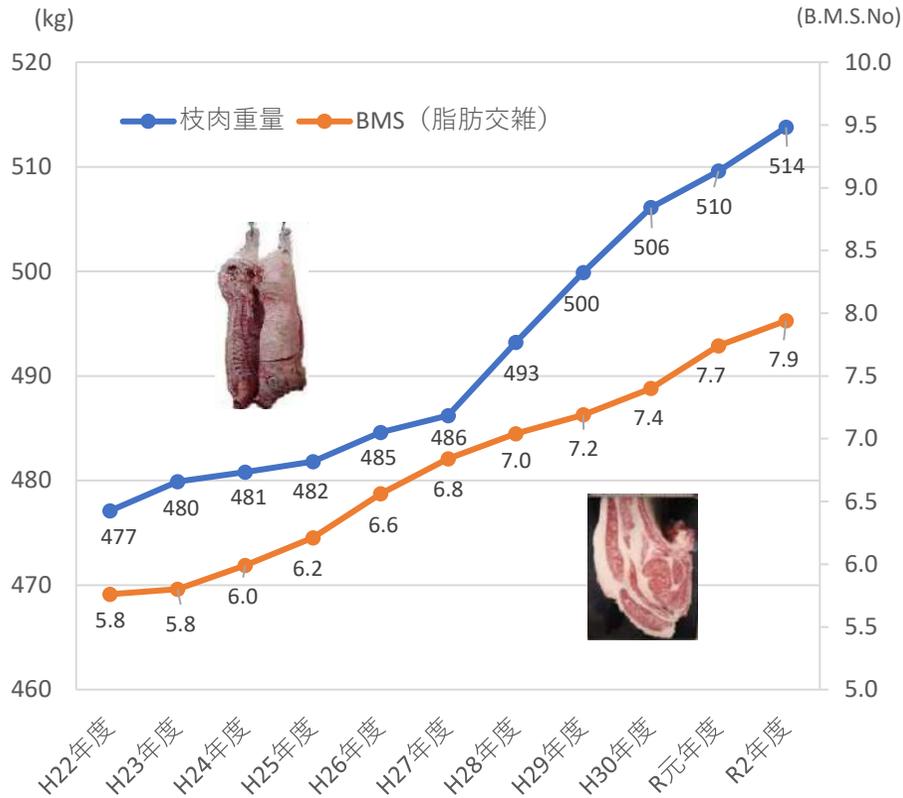


注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数
 注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51:49として肥育仕向頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの
 注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したものと

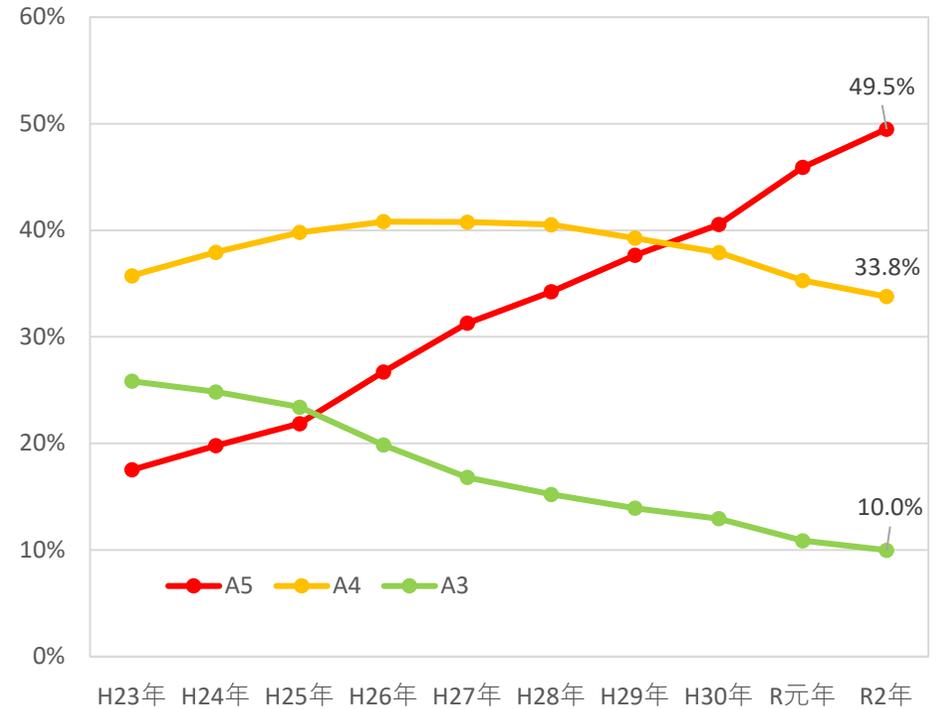
2. 産肉能力の推移

- ・ これまでの家畜改良の結果、和牛の肉質形質（枝肉重量、脂肪交雑等）の能力は向上。直近の5年で、枝肉重量は約21kg増加、脂肪交雑は0.9上昇（黒毛和種（去勢））。
- ・ 肉質形質が向上した結果、枝肉の格付割合は、A5割合が上昇し、A3割合が低下の傾向。

黒毛和種（去勢）の肉質形質の推移



黒毛和種（去勢）の枝肉の格付割合の推移

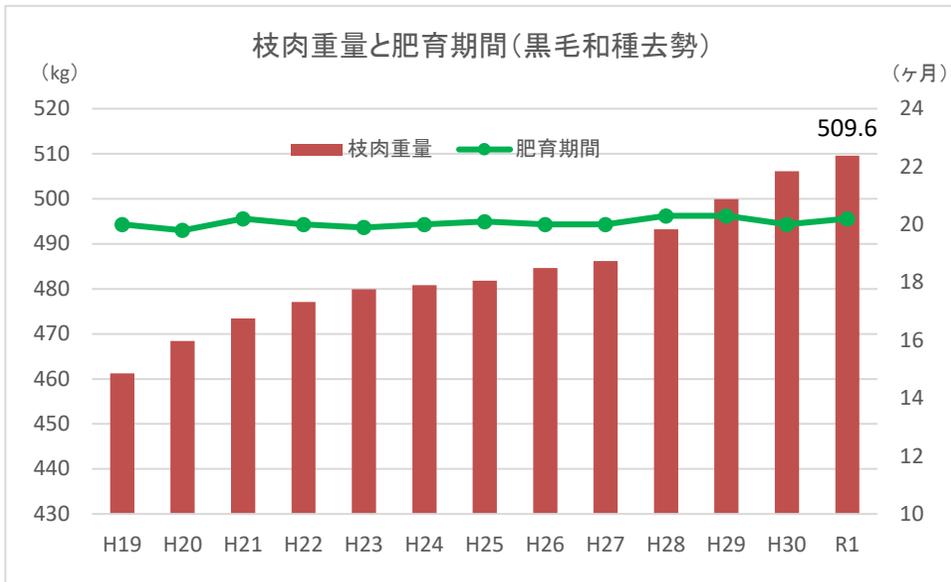


資料:「枝肉成績とりまとめ」(独)家畜改良センター

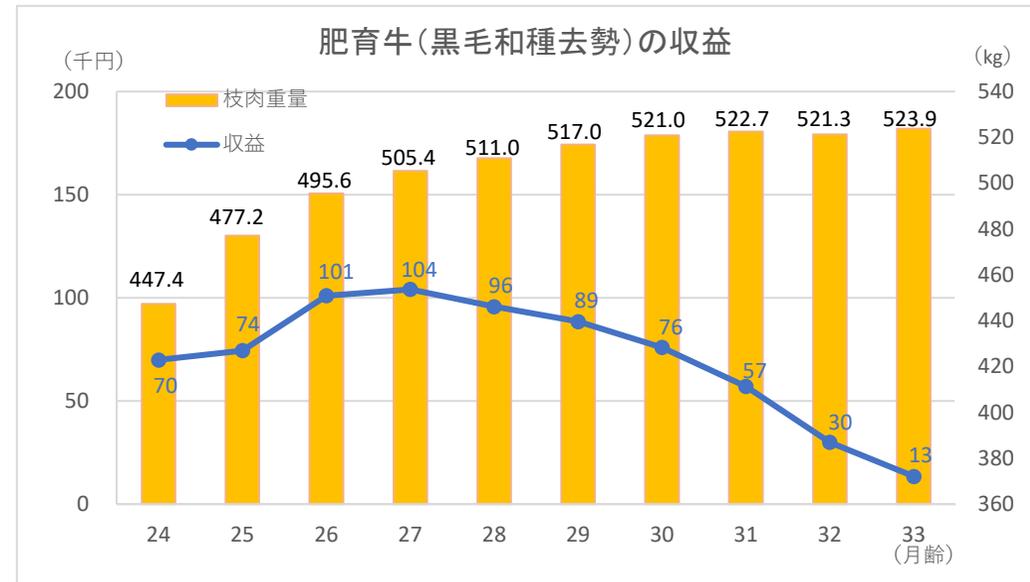
資料:(公社)日本食肉格付協会調べ

3. 肥育牛の枝肉重量と肥育期間について

- ・ 枝肉重量は増加傾向にあるが、肥育期間は横ばいで推移。
- ・ 出荷月齢により枝肉品質が変わらないと仮定した場合、出荷月齢の延長に伴い、枝肉重量が増加することで売り上げ額は伸びるものの、飼料費や労働費等の経費が増加するため、収益に影響が生じる可能性。
- ・ 最も収益が出る出荷月齢を見極める必要。



(資料) 枝肉重量: 肉用牛枝肉情報全国データベース(黒毛和種去勢)
肥育期間: 畜産生産費



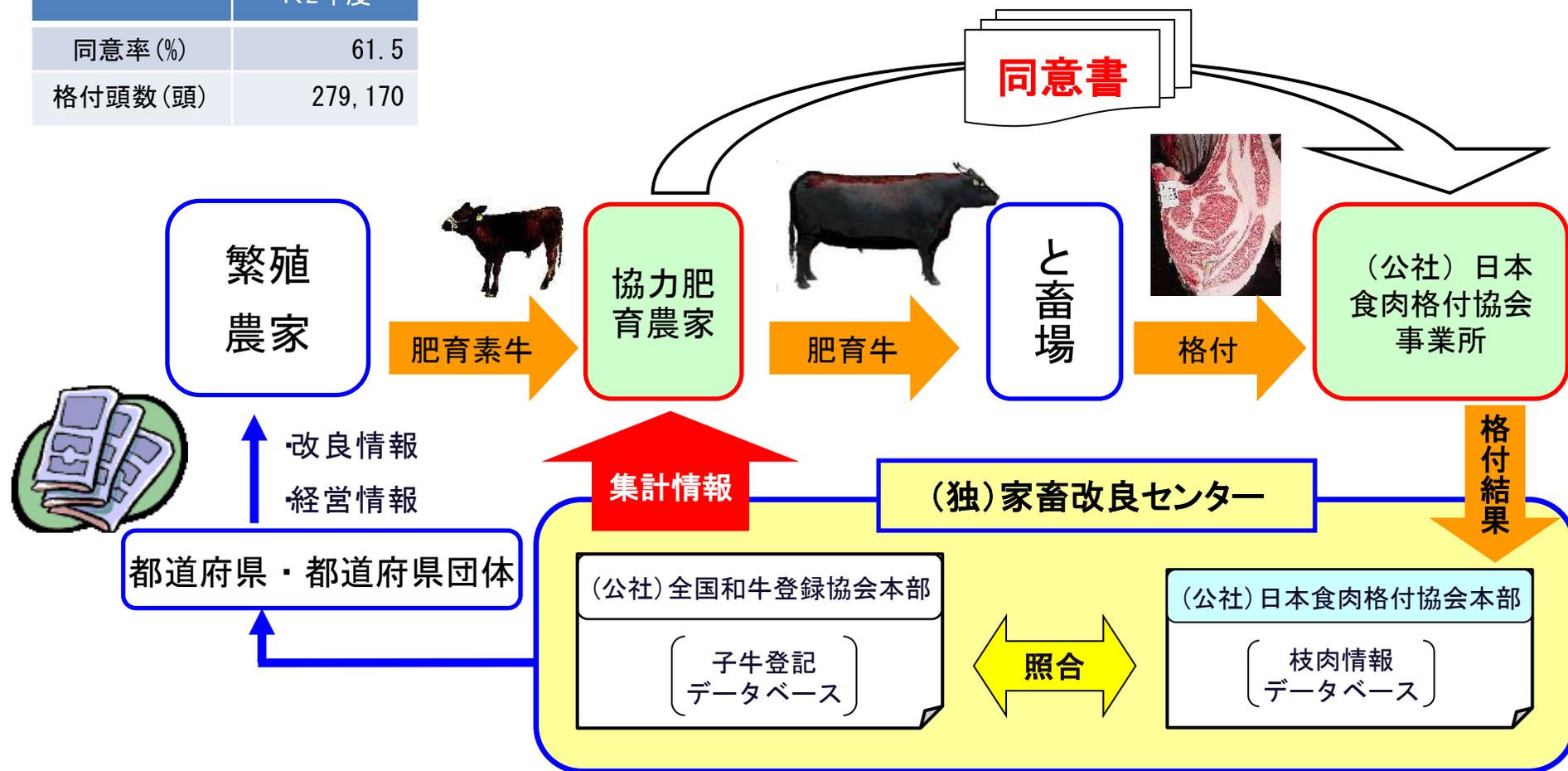
(資料) 枝肉重量: 「肉用牛枝肉情報全国データベース(R2年度と畜分、黒毛和種去勢)」(独)家畜改良センター
売り上げ額: 枝肉価格(食肉流通統計(R1年度、和牛去勢2,712円/kg)) × 枝肉重量
飼料+労働費: 畜産生産費(R1年度)を基準に試算
収益: 畜産生産費(R1年度) - 売り上げ額

4. 肉用牛枝肉情報全国データベース

- ・ 肉用牛改良の推進と国産牛肉生産の振興に役立てるため、家畜改良センターでは、平成14年度から、肉用牛枝肉情報全国データベース（以下「枝肉データベース」という。）を運営。
- ・ 肥育農家の理解と協力を得ながら、枝肉情報を収集・分析し、協力肥育農家に情報提供するほか、全国的な改良の動向や進捗状況の把握、種畜の能力評価等の改良情報を繁殖農家へ提供する等、全国的な改良の推進、経営指導等に寄与。

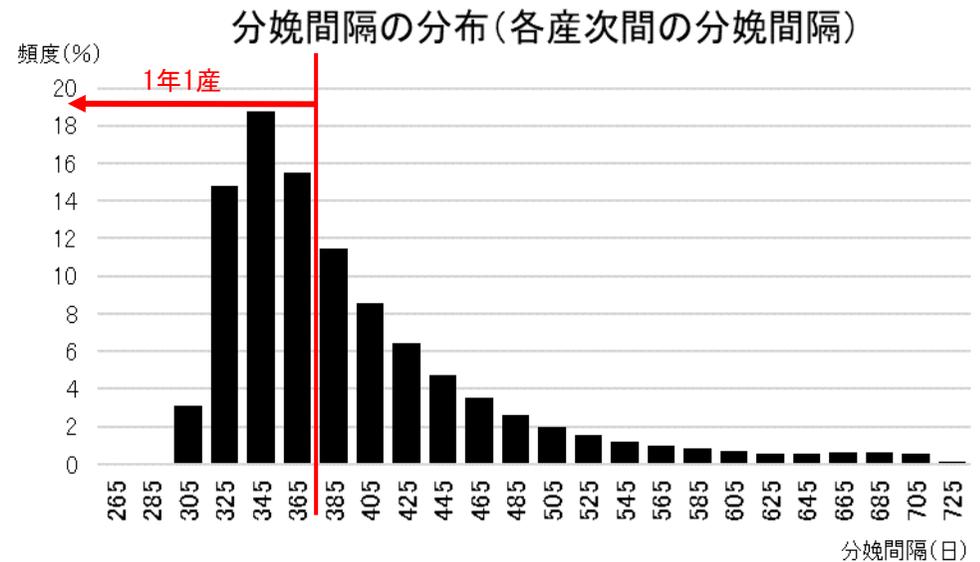
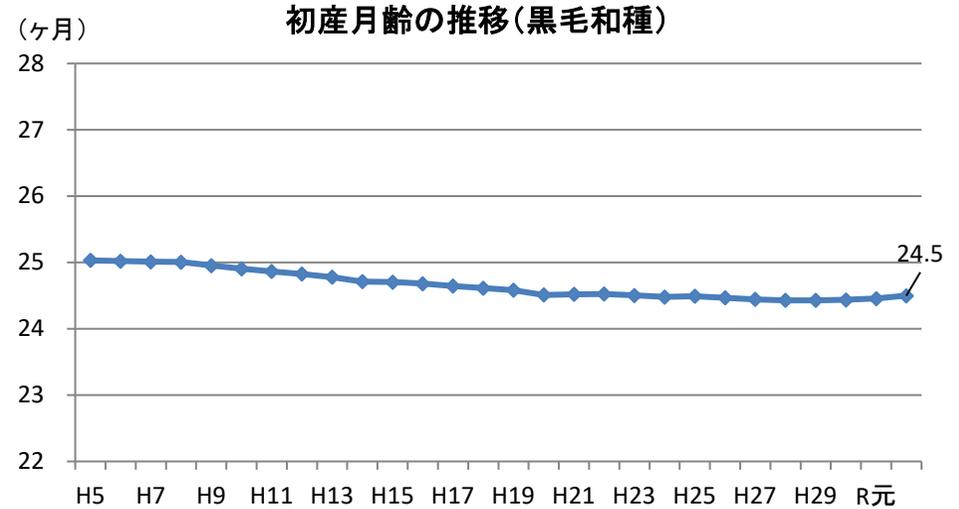
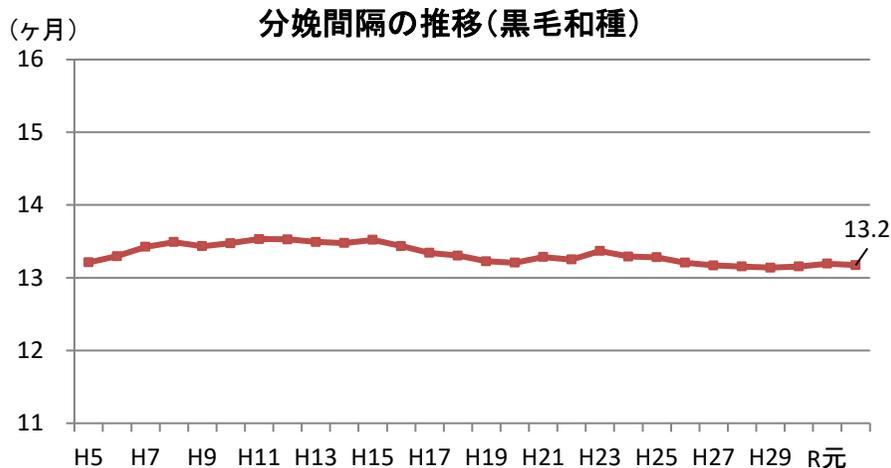
【同意率(黒毛和種)】

	R2年度
同意率(%)	61.5
格付頭数(頭)	279,170



5. 繁殖能力

- 肉用牛（黒毛和種）の初産分娩月齢は、24.5ヶ月齢で推移。
- 分娩間隔はわずかであるが短縮傾向で推移。平成30年は13.2ヶ月（400日）であるが、最頻値は11.3ヶ月（345日）となっている。また、1年1産（365日未満）は約5割。



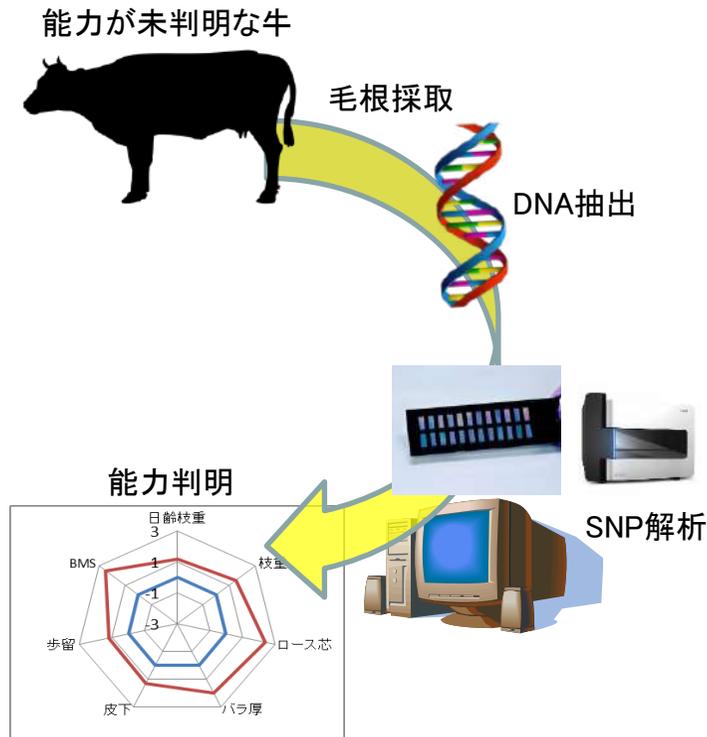
※平成2年10月以降の登録牛で平成31年3月末までの分娩データ

6. ゲノミック評価

- ゲノミック評価とは、DNA上のわずかな差（SNP）を解析し、分析・評価を行う手法。
- 能力が未判明である牛のDNAからSNPを解析し、既に能力が判明している牛の蓄積されたSNPデータを元に分析・評価を行う。

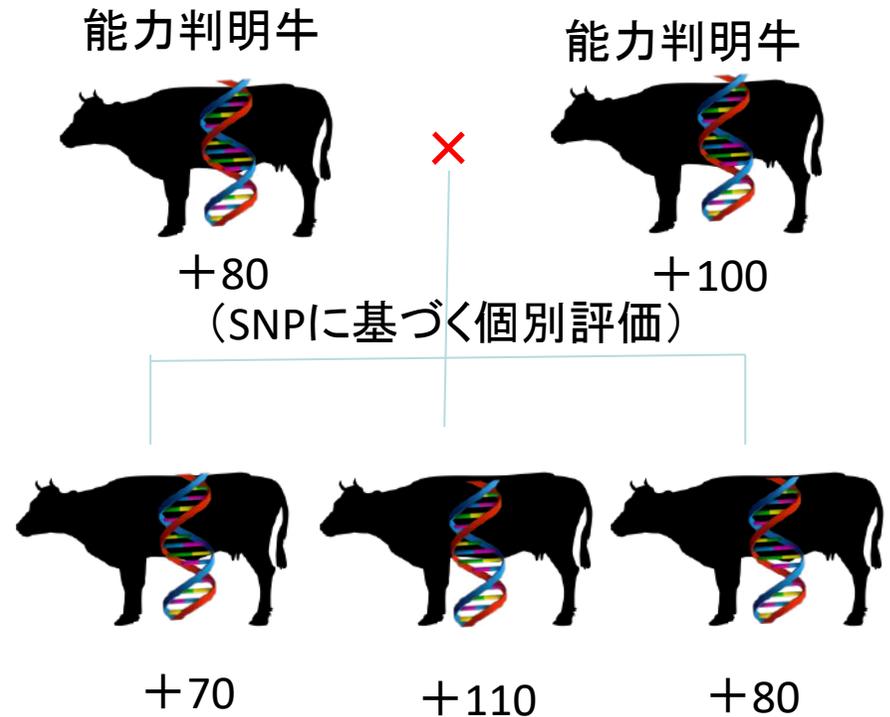
＜ゲノミック評価のメリット①＞

- 従来の能力評価では、出生から能力の判明までにおおむね4～5年を要する。
- ゲノミック評価では、子牛段階でも能力評価が可能となり、従来よりも早期に当該牛の選抜等を行うことが可能となる。



＜ゲノミック評価のメリット②＞

- 従来の能力評価では、能力判明牛の産子については、能力が判明するまで期待値として、産子全てが両親の能力の平均値となる(期待育種価)が、実際には兄弟(姉妹)でも能力に差がある。
- ゲノミック評価では、個体毎のSNPを元に評価されるため、兄弟(姉妹)の能力差についても判明可能。



7. ゲノミック評価の留意点

- ・ ゲノミック評価は、早期に優良牛の選抜が可能となる等、改良の促進に効果的ではあるが、利用に当たっては留意が必要。
- ・ 和牛の能力評価は、遺伝的多様性を考慮しつつ、その補完としてゲノミック評価を活用する等、ゲノミック評価について十分理解した上で活用しないと誤った方向に向かってしまう可能性があることに留意。

①正確度に留意

評価対象形質の遺伝率、表形値データやSNPデータ等の蓄積数等により、ゲノミック評価値の正確度が異なることに留意。



評価値の正確度を踏まえて、選抜指標とする段階を検討するなど慎重に利用。

②多くのデータを確保し蓄積することが重要

ゲノミック評価の正確度を高めるためには、多くの表形値、SNPデータ等を確保し蓄積することが重要。



表形値やSNPデータを継続的に収集していく必要。

③過度な選抜により、遺伝的多様性を喪失する懸念

早期に能力が判明するため、選抜しやすくなるが、枝肉形質のゲノミック評価値に重点をおいた選抜を行うと、種牛性など他形質の改良への悪影響、遺伝的多様性の喪失、近交退化につながる恐れ。

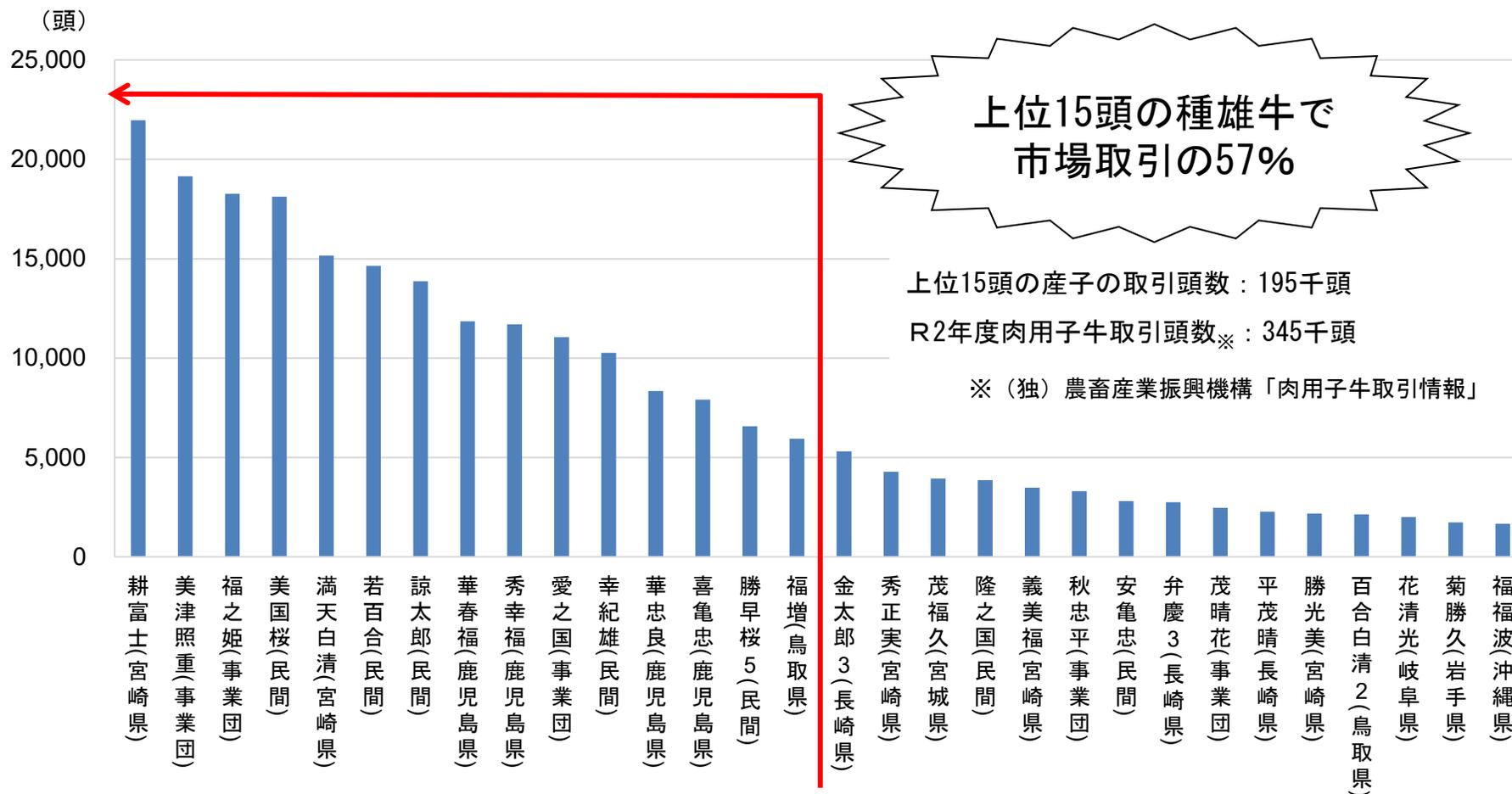


遺伝的多様性を考慮するなど多角的な視点で選抜を行い、能力を補うように交配するなど、上手く活用することが重要。

8. 家畜市場における種雄牛別の出荷状況

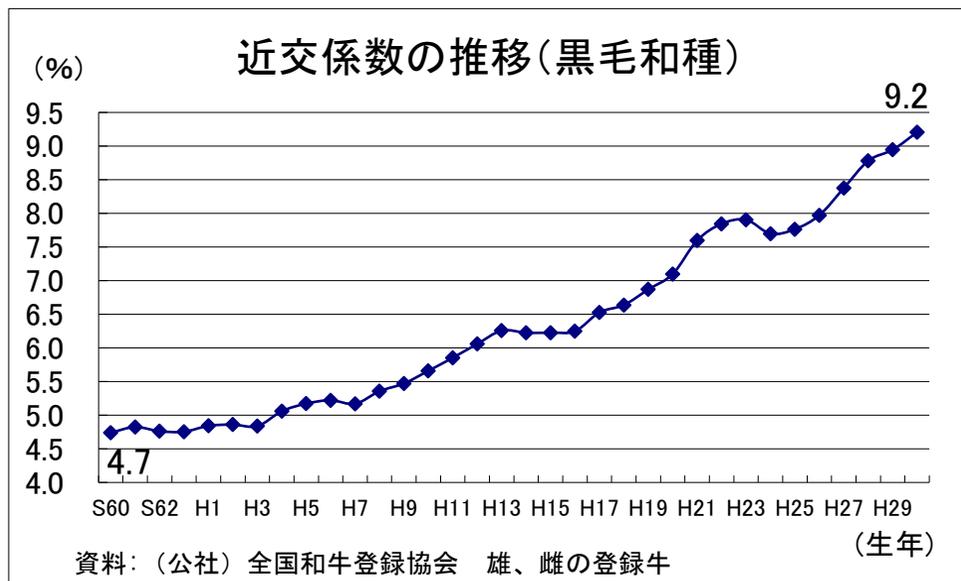
- ・ 子牛の生産にあたり、特定の種雄牛に人気ที่偏る傾向。
- ・ 種雄牛別の子牛出荷頭数を見ると、上位15頭の種雄牛の子牛で、市場取引頭数の約6割を占める。

種雄牛別子牛市場出荷頭数(令和2年度)

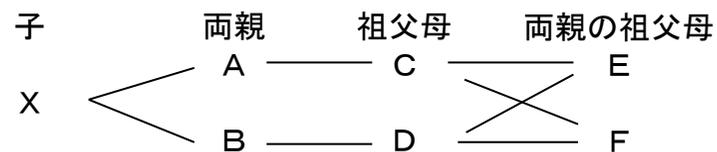


9. 近交係数

- ・ 肉用牛の改良の推進により、産肉能力や肉質向上が進んだものの、一方で、供用される種雄牛が集中し、近交係数の上昇、遺伝的多様性の喪失が懸念。
- ・ 和牛は、我が国固有の遺伝資源であるため、国内で育種・活用する必要。



(例) いとこの交配



共通先祖 E、F を通る経路

経路 1 : A C E D B

経路 2 : B D F C A

$$\left(\frac{1}{2}\right)^5 + \left(\frac{1}{2}\right)^5 = 1/16 = 6.25\%$$

血縁関係	近交係数
親子、きょうだい	1/4(25.0%)
おじ-めい、おば-おい	1/8(12.5%)
異母または異父きょうだい	1/8(12.5%)
いとこ	1/16(6.25%)
いとこ半(いとこの子との結婚)	1/32(3.13%)
半いとこ (異母/異父きょうだいの子同士)	1/32(3.13%)
はとこ(またいとこ、ふたいとこ)	1/64(1.56%)

近交係数の上昇による影響



遺伝的不良形質の発現

- ・ 死産
- ・ 不妊
- ・ 受胎率の低下
- ・ 発育不良

10. 遺伝的多様性の確保について

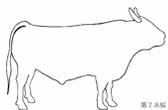
- ・ 遺伝的多様性を確保するため、多様性の分析に当たっては、SNP情報の活用を推進。
- ・ (独)家畜改良センターでは、遺伝的多様性を確保するための基礎となる系統群を整備し、希少系統に着目した候補種雄牛造成しており、その活用が重要。

(公社)全国和牛登録協会の取組

- 種雄牛や繁殖雌牛のSNP情報を解析し、系統分類を実施。系統分類結果に基づく交配計画の作成・指導を実施。

藤良系

第6藤良(昭和27年)とそのひ孫の第7系桜(昭和45年)を祖先とする増体肉質タイプ。

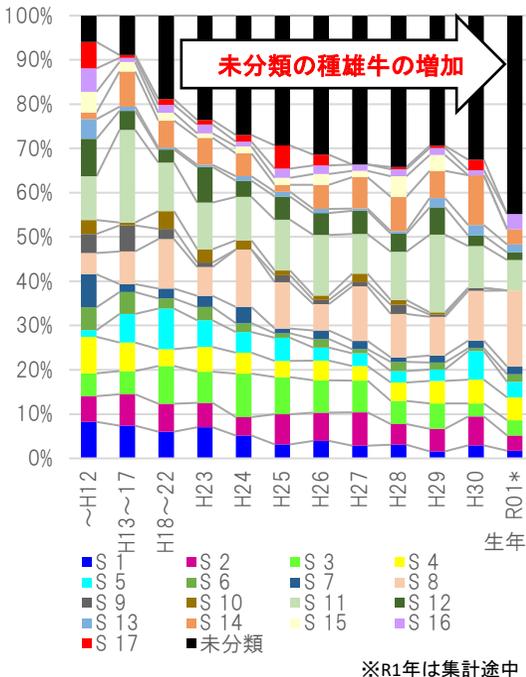


田尻系

田尻(昭和14年)とその息牛の田福土井(昭和26年)を祖先とする肉質タイプ。

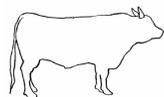


ストラクチャー分析に基づく種雄牛グループの生年別頭数割合



気高系

気高(昭和34年)の子孫とする増体タイプ。



(独)家畜改良センターの取組

- 希少系統に着目した候補種雄牛を生産。

名号: 香持弥(かじや)
 岩田系(広島系統群)の始祖牛である第38の1岩田号の遺伝子保有確率が7.6%
 ※(一社)家畜改良事業団が育種改良用として選抜



【血統】

美津百合	百合茂	平茂勝
	よしの1	美津福
こさかの10	勝白	平茂勝
	こさか4	宮島

資料: (公社)全国和牛登録協会

11. 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保（肉用牛経営安定対策補完事業）

農業者集団が、地域において「多様な系統群の確保による改良基盤の強化」に必要な繁殖雌牛を購入し、地域内の繁殖農家に貸し付ける場合に要する経費を補助。

【家畜市場等】

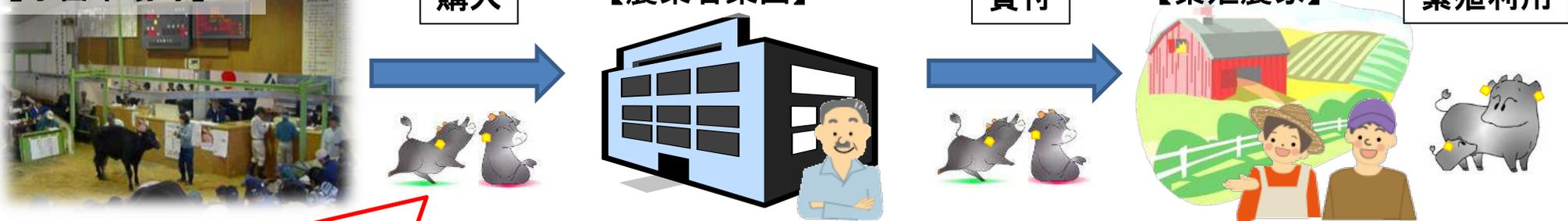
購入

【農業者集団】

貸付

【繁殖農家】

繁殖利用



【補助内容】

- 1 利用上位以外の種雄牛由来の繁殖雌牛の導入支援
【奨励金額：6万円／頭】
 全国の利用数が上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛に持つ繁殖雌牛であること。
- 2 希少系統の種雄牛由来の繁殖雌牛の導入支援
【奨励金額：9万円／頭】
 栄光系、藤良系、城崎系、熊波系、岩田系の種雄牛(※)を父牛に持つ繁殖雌牛であること。

(※)同系統であっても、主要な種雄牛(系統)は除く。

【種雄牛の利用状況】

全国順位	名号
1	○△□
2	□×△
...	...
15	×○□
16	△○×
17	□×○
...	...
...	...

補助対象外

補助対象

【希少系統】

希少系統（始祖牛）
栄光系(栄光)
藤良系(第6藤良)
城崎系(城清、奥城土井)
熊波系(茂金波)
岩田系(第38の1岩田)

補助対象

新たな肉用牛の改良増殖目標のポイント

現状と課題

- 国内需要に加え、経済連携協定の進展等による輸出環境の改善に伴う国外需要に応えるため、生産基盤強化を一層推進する必要がある。
- 消費者ニーズが多様化する中、これまでの脂肪交雑を重視する和牛肉の価値観だけではなく、食味に関連する脂肪酸組成など新たな価値観に着目した改良も必要である。

対応の方向

- ・肉用牛の日齢枝肉重量や歩留まりなどの産肉能力や繁殖性などの更なる改良を進め生産性を強化する。
- ・多様な消費者ニーズに対応するため、不飽和脂肪酸（オレイン酸等）など食味に着目した改良も推進する。
- ・ICTの活用等により1年1産に近づけることを目指すとともに、肥育期間については、系統、地域でのブランド化や経済性も踏まえつつ、適期での出荷に努める。

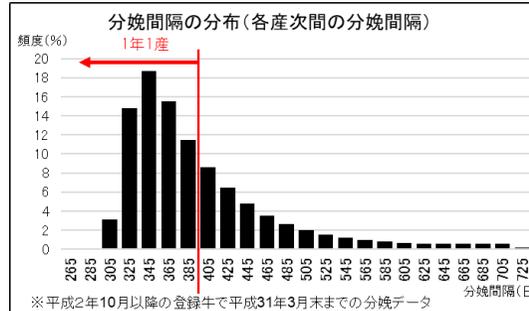
効率的に肉が取れる牛づくり

- ・脂肪交雑だけではなく、日齢枝肉重量の他、歩留基準値、ロース芯面積等、肉量に関する形質を更に改良。



繁殖性の高い牛づくり

- ・適切な繁殖・飼養管理を通じ、1年1産を目指す。
- ・ICT（情報通信技術）の活用等による確実な発情発見や授精適期の把握、繁殖性に関するデータ収集、分析を推進。



食味の良い牛肉づくり

- ・食味に関連する不飽和脂肪酸（オレイン酸等）の向上を図る種畜の選抜・利用。



脂肪酸組成の測定の様子

【オレイン酸とは】
 ・牛肉の脂肪中に含まれる一価不飽和脂肪酸の一つ。この割合が高いと脂肪の融点が低くなり、口触りが滑らかで、口溶けがよいほか、風味にも影響するとされる。

遺伝的多様性の確保

- ・遺伝的多様性に配慮するため、多様な育種資源の確保・利用を推進。



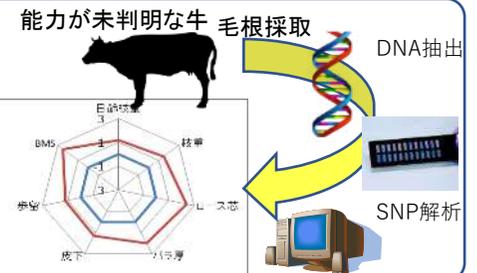
希少系統の遺伝子を保有する候補種雄牛

和牛遺伝資源の海外への不正流出の防止

- ・和牛は我が国固有の貴重な財産であることから、和牛の遺伝資源の適正な流通管理と知的財産としての価値の保護を推進。

ゲノミック評価の活用

- ・脂肪交雑等の産肉能力だけではなく、繁殖性や脂肪酸組成などその他の形質における活用を推進。



畜産生産力・生産体制強化対策事業

【令和4年度予算概算決定額 853（887）百万円】

<対策のポイント>

家畜の増頭と併せ、肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や飼料作物の優良品種の利用を推進するとともに、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査、国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

○生乳生産量：728万トン→780万トン ○牛肉生産量：33（48）万トン→40（57）万トン ○豚肉生産量：90（128）万トン→92（131）万トン
○鶏肉生産量：160万トン→170万トン ○鶏卵生産量：263万トン→264万トン ○飼料自給率：25%→34% ※（）は枝肉換算

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜能力等向上強化推進

遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

2. 繁殖肥育一貫経営等育成支援

肉用牛生産の繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛肥育経営における一貫化や地域内一貫生産を推進し、一貫生産体制を普及啓発する取組を支援します。

3. 和牛の信頼確保対策

我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

4. 草地生産性向上対策

不安定な気象に対応したリスク分散等により粗飼料の安定的な収量を確保するため、草地改良や飼料作物の優良品種利用・安定生産、飼料用種子の備蓄の取組を支援します。

5. 飼料生産利用体系高効率化対策

飼料生産組織の作業効率化・運営強化や地域ぐるみでの自給飼料の増産、子実用とうもろこしの国産濃厚飼料の生産振興の取組を支援します。

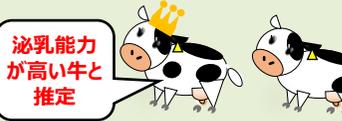
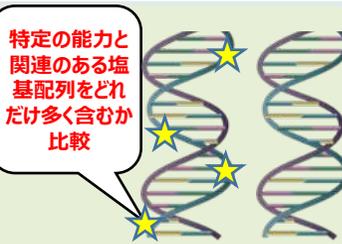
6. 国産飼料資源生産利用拡大対策

放牧、未利用資源の活用等促進・生産体制構築の取組を支援します。

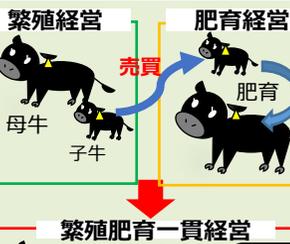
7. 持続的飼料生産対策

温室効果ガス削減飼料の畜産物の品質への影響分析等の取組を推進します。

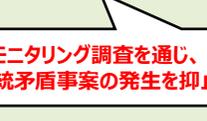
1. 家畜能力等の向上強化



2. 肥育経営の一貫化



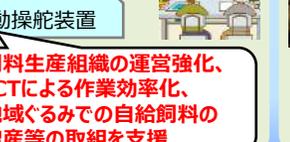
3. 和子牛の遺伝子型の検査



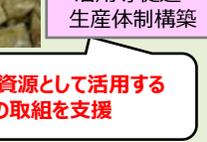
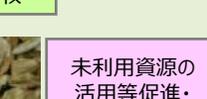
4. 気象リスク分散による安定的な収量確保



5. 飼料生産の効率化



6. 放牧、未利用資源の活用



【お問い合わせ先】（1～3の事業）畜産局畜産振興課（03-6744-2587）
（4～7の事業）飼料課（03-6744-7192）

○ スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業

【令和3年度補正予算 7,700百万円の内数】

<対策のポイント>

ポストコロナを見据え、**国産農林水産物の需要増加への対応等**を進めるため、生産性向上に資する**スマート技術の全国展開**に向けて、**サービス事業者が行う技術導入、農業者等が行うスマート機械等の共同購入・共同利用**を行う取組などを推進。

<政策目標>

担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践 [令和7年度まで]

<事業の内容>

①畜産支援サービス導入タイプ

経営体がスマート技術を**効率よく利用**できるよう、作業受託等を行う**畜産支援サービス事業者がスマート機械等を導入する取組**を支援。

②一括発注タイプ

経営体がスマート技術を**低価格で導入**できるよう、スマート機械等の供給側と交渉し、**購入価格を引き下げる一括発注（共同購入）**を行う者に対して、**スマート機械等の導入に係る費用**を支援。

③オペレーター等支援

スマート技術の導入効果をより高く得るため、**①の取組と併せて実施する、畜産支援サービス事業者の人材育成等**に係る経費を支援。

④共同利用タイプ

複数の経営体がスマート技術を**共同利用**する際の、**スマート機械等を導入する取組**を支援。

※ ①、②、④いずれのメニューも
・事業効果を波及させるため、**スマート機械等による改善効果に関する情報の広報に積極的に取り組むこと**を要件とし、採択に当たっては、審査基準を明確にした**ポイント制**とし、**予算の範囲内で高得点者から採択**。

<事業イメージ>

	主な事業実施主体	主な要件・補助率・補助上限
①	民間団体等 (飼料生産組織,CS,CBS等)	【要件】 ・サービス事業者の受託経営体数・生産性・売上げの向上 等 【補助率・補助上限】 1/2以内 (補助上限額：受託経営体数×300万円 (最大1,000万円)) 〔ただし、受託経営体が国産飼料の利用拡大又は家畜排せつ物の利用等について 耕畜連携に取り組む場合は、補助率を2/3以内 (補助上限額：受託経営体数 ×300万円 (最大1,500万円)) に引上げ〕
②	民間団体、協議会等 (取組主体は農業者)	【要件】 ・導入した経営体の生産性・売上げの向上 ・見積価格が過去の販売価格等よりも低下していることを書類等で確認 できること ・3経営体以上の共同購入 等 【補助率・補助上限】 1/2以内 (補助上限額：受益経営体数×300万円 (最大1,000万円)) 〔ただし、経営体が国産飼料の利用拡大又は家畜排せつ物の利用等について耕畜 連携に取り組む場合は、補助率を2/3以内 (補助上限額：受益経営体数×300万円 (最大1,500万円)) に引上げ〕
③	①に取り組む者	【要件】 ・①に取り組む者 【補助率・補助上限】 定額 (補助上限額：最大1,500万円)
④	民間団体、協議会等 (取組主体は農業者)	【要件】 ・導入した1台の機械を3経営体以上で共同利用すること ・共同利用する経営体の生産性・売上げの向上 等 【補助率・補助上限】 1/2以内 (補助上限額：100万円)

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 畜産局畜産振興課 (03-6744-2587)

飼料課 (03-6744-7192) 14

畜舎整備に活用可能な事業

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



- **畜産クラスター事業【R3補正(一部基金)】:617億円(所要額)の内数**
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。
特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、
 - ① 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置付けられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
 - ② 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
 - ③ 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」
 - ※ ④ 飼料自給率の向上を図るため、飼料増産の取組を支援する「飼料増産優先枠」
 - ⑤ 畜産環境対策の取組を優先的に採択・分配する「環境優先枠」を設定します。

※④⑤については、畜舎整備にはご利用いただけません。
〔補助率:1/2以内
支援対象者:中心的な経営体〕
- **畜産経営体質強化支援資金融通事業【R3補正(基金)】**
畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。
〔融資枠:35億円(既存基金を活用、R3.12月末時点)
基金管理団体:民間団体〕
- **強い農業づくり総合支援交付金【R4当初】:126億円の内数**
高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。
〔交付率:都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)〕

【酪農・畜産】 簡易畜舎を整備したい

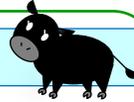


- **酪農経営支援総合対策事業【R4 ALIC事業】:46億円の内数**
後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業【R4 ALIC事業】:36億円の内数**
繁殖雌牛の増頭に取り組む生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎(育成牛舎を含む。)整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入について支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:都道府県団体、民間団体〕



簡易畜舎とは?
増頭等のために補助的に使用する畜舎等
木造・パイプハウスの場合
・ 500㎡以下
鉄骨の場合
・ 200㎡以下 等

【肉用牛】繁殖雌牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

【R3補正(基金)】:78億円(所要額)

- ・ 輸出に適した和牛肉を増産するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率:定額(繁殖雌牛飼養頭数が50頭未満の経営体:24.6万円/頭
50頭以上の経営体:17.5万円/頭)

事業実施主体:民間団体

● 肉用牛経営安定対策補完事業 【R4 ALIC事業】:36億円の内数

- ・ 中核的担い手育成増頭推進
地域の中核的担い手又は生産者集団が、優良繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。
- ・ 遺伝的多様性等に配慮した改良基盤確保
生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率:定額(中核的担い手育成増頭推進 8万円/頭、10万円/頭
遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入 6万円/頭、9万円/頭
優良な繁殖雌牛の導入 4万円/頭、5万円/頭)

事業実施主体:都道府県団体、民間団体

● 畜産生産力・生産体制強化対策事業 【R4当初】:9億円の内数

- ・ 繁殖肥育一貫経営化に向け、交雑種雌牛を借り腹として和牛の受精卵移植を行うことによる繁殖雌牛確保の取組を支援します。

補助率:定額(交雑種の導入:15千円/頭)
1/2以内(受精卵移植経費:7万円/頭を上限)

事業実施主体:都道府県団体、民間団体

● 公共牧場機能強化等体制整備事業 【R4当初】:1億円

- ・ 輸出に適した優良な和牛を生産するための繁殖雌牛の導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等

【酪農】乳用牛を導入したい



● 酪農経営支援総合対策事業 【R4 ALIC事業】:46億円の内数

- ・ 後継者への初妊牛導入を支援します。
- ・ 地域内で離農する酪農家等からの搾乳牛の継承を支援します。
- ・ 後継牛の地域内生産、後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。
- ・ 都府県の自家育成中小農家の増頭を支援します。

補助率:定額(後継者への導入 5万円/頭、継承等 3.2万円/頭、
広域預託 上限6.9万円/頭、自家生産子牛増頭 5万円/頭)
1/2以内(地域内生産 上限27.5万円/頭)

事業実施主体:生産者団体等

【養豚】優良種豚を導入したい



● 養豚経営安定対策補完事業 【R4 ALIC事業】:2億円の内数

- ・ 生産コストの低減を図るため、肉豚生産者による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
事業実施主体:民間団体等

【酪農・畜産】施設整備と一体で家畜を導入したい



● 畜産クラスター事業【R3補正(一部基金)】:617億円(所要額)の内数

- ・ リース方式の施設整備と併せて、家畜導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
支援対象者:中心的な経営体

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



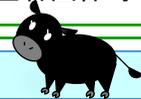
- 酪農経営支援総合対策事業 【R4 ALIC事業】:46億円の内数
①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内 等 事業実施主体:生産者団体等〕
- 肉用牛経営安定対策補完事業 【R4 ALIC事業】:36億円の内数
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。
〔補助率:1/2以内 事業実施主体:生産者団体等〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



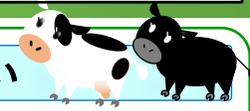
- 畜産ICT事業 【R4当初】:10億円の内数
- 楽酪GO事業 【R4 ALIC事業】:55億円
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:民間団体〕
- スマート畜産の全国展開に向けた導入支援事業 【R3補正】:77億円の内数
畜産農家等のスマート機械の共同購入の取組等を支援します。
〔補助率:1/2以内 等 事業実施主体:生産者団体等〕

【肉用牛】公共牧場を強化したい



- 公共牧場機能強化等体制整備事業 【R4当初】:1億円
輸出に適した優良な和牛を生産するための施設・機械、放牧地の整備等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- 畜産クラスター事業
【R3補正(一部基金)】:617億円(所要額)の内数
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- 強い農業づくり総合支援交付金 【R4当初】:126億円の内数
TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備を支援します。
〔補助率:1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち
飼料生産組織高効率化対策 【R4当初】:9億円の内数
飼料生産組織の作業効率化・運営強化、地域ぐるみの飼料増産への取組支援により、国産粗飼料の生産拡大を推進します。
〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者団体、協議会等〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- 畜産クラスター事業
【R3補正(一部基金)】:617億円(所要額)の内数
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援します。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- 酪農経営支援総合対策事業 【R4 ALIC事業】:46億円の内数
乳用牛を広域的に預託する取組を支援します。
〔補助率:定額(上限6.9万/頭)、事業実施主体:民間団体等〕

畜産農家が利用できる主な融資制度について

【運転資金対策】

○スーパーS資金

- 経営改善計画の達成に必要な運転資金を融通。
- ・貸付対象：認定農業者
 - ・借入方式等：極度借入方式又は証書貸付で利用期間は、原則として計画期間。
 - ・借入金利：変動金利制
 - ・限度額：個人500万円、法人2,000万円（畜産経営については、それぞれ4倍まで）

○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.16～0.17%（令和3年12月20日現在）
- ・限度額：【一般】600万円【特認】年間経営費等の6/12以内

子牛価格の高止まりの影響を受けた肉用牛肥育経営を営む者の特例
・実質無担保・無保証人化

○家畜疾病経営維持資金

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通。

【経営再開資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分等により経営の停止等の影響を受けた者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和3年12月20日現在）
- ・限度額：個人2,000万円、法人8,000万円

【経営継続資金】

・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者。

- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和3年12月20日現在）

【経営維持資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和3年12月20日現在）

※経営継続資金・経営維持資金の限度額
（1頭又は100羽当たり）
乳用又は肥育用牛 13万円、
繁殖用雌牛 6.5万円、肥育豚 1.3万円、繁殖豚 2.6万円、
家きん 5.2万円 等

【施設等資金対策】

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・償還期限：25年以内（据置10年以内）
- ・借入金利：0.16%～0.30%（令和3年12月20日現在）
「人・農地プラン」に地域の中心と位置づけられた認定農業者が借り入れる本資金については貸付当初5年間実質無利子
- ・限度額：個人3億円（複数部門経営等は6億円）、法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

○経営体育成強化資金

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、経営改善を図るのに必要な長期運転資金を融通。

- ・貸付対象：農業を営む者
- ・償還期限：25年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年12月20日現在）
- ・限度額：個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額
①前向き投資資金 負担額の80%
②再建整備資金（制度資金以外の負債整理） 個人1,000万円～2,500万円
法人4,000万円
③償還円滑化資金 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）におい

て

支払われる既往借入金等の各年の支払額の合計額

○農業近代化資金

畜舎、畜産物の生産・加工・流通等に必要な施設整備、家畜の導入・育成に必要な資金を低利で融通。

- ・貸付対象：農業を営む者、農協、農協連合会
- ・償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年12月20日現在）
（認定農業者の特例：0.16%～0.30%）
- ・限度額：農業を営む者 個人1,800万円、法人・団体2億円 農協等15億円

【負債対策】

○畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な経営に対し、経営指導を行うとともに、長期・低利の借換資金を融通。

- ・償還期限：【大家畜】・一般：15年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：25年以内（据置5年以内）
【養豚】・一般：7年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年12月20日現在）
- ・融資枠：500億円（平成30年度～令和4年度）

※上記以外に利用できる負債整理資金としては、以下の資金を措置。

- ・農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）
- ・経営体育成強化資金（公庫資金）

【体質強化推進対策】

○畜産経営体質強化支援資金

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を融通。

- ・貸付対象：畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者
- ・償還期限：【酪農及び肉用牛】25年以内（据置5年以内）
【養豚】15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.35%（令和3年12月20日現在）
- ・融資枠：35億円（令和3年12月31日現在）

※融資以外に「乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業」により、乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除。

令和2年10月1日に

和牛遺伝資源の管理・保護のための 新制度がスタートしました

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の2法が令和2年10月1日に施行されました。

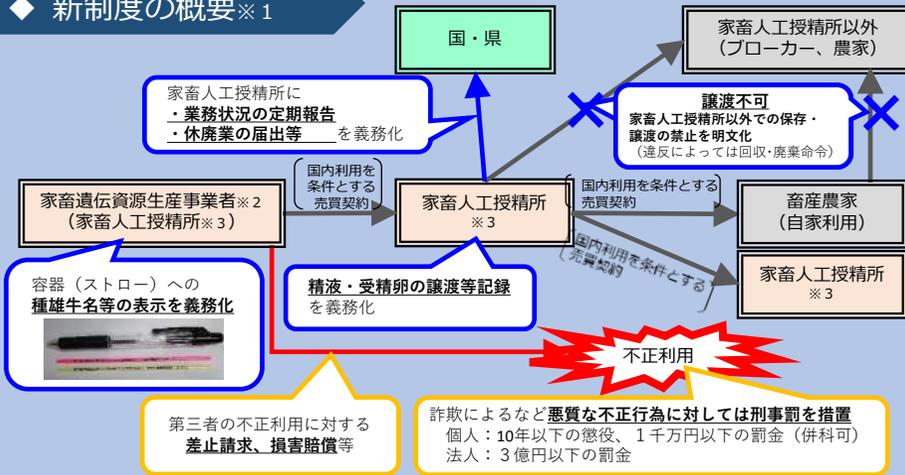
① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

➡ 精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

➡ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）

◆ 新制度の概要※1



※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（裏面参照）に係る制度の概要である。
※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。
※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。
注）青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

◆ 新制度の対象となる特定家畜について

- 家畜人工授精用精液・受精卵のうち、経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを、品種ごとに「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定します。
- 具体的には、**和牛4品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）**およびそれら同士の交雑種が指定されています。



黒毛和種

◆ 被毛色は黒褐単色。和牛全体の95%以上を占め、我が国の最も主要な品種。肉質は特に脂肪交雑（いわゆる「サシ」）の面で優れる。



褐毛和種

◆ 被毛色は黄褐色から赤褐色。体質は強健で、特に耐暑性に優れ、粗飼料利用率も高い。主産県は熊本県及び高知県。



日本短角種

◆ 被毛色は濃褐色。粗飼料利用効率が高く、北日本の気候、風土に適合し、放牧適性が高い。主産県は岩手県。



無角和種

◆ 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。早熟で、飼料利用率が高い。主産県は山口県。

お問い合わせ先
農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課
家畜遺伝資源管理保護室

電話：03-3502-8111(内4913) メール：chikushin207@maff.go.jp

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省
ホームページ

令和2年10月1日に 家畜改良増殖法が改正されました

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

和牛の精液・受精卵の不適正な流通を防止するため、**関係規定が整備**されました。

特にご留意いただきたい事項

- 精液・受精卵生産事業者
- 家畜人工授精師・獣医師
- 畜産農家
- 家畜人工授精所

精液や受精卵（以下「精液等」）の保存・譲渡の制限

- ✓ **家畜人工授精所**（以下「授精所」）で保存されている精液等でなければ、**有償・無償にかかわらず他人に譲渡できないことを明記**しました（家畜人工授精所ではない農家で保存されているものは、自己所有の家畜にのみ使用が可能です）。
- ✓ 違法に譲渡された精液等については、都道府県知事が**回収及び廃棄を命ずる**ことがあります。

特定家畜人工授精用精液等※への表示・記録簿の作成と保存の義務化

- ✓ 精液・受精卵生産事業者は、特定家畜人工授精用精液等の**ストローに、種雄牛名等の表示を行うことが義務付け**られました。
- ✓ 家畜人工授精所は、特定家畜人工授精用精液等の**譲受・譲渡・廃棄・亡失**をした時の**記録簿への記録と、その記録簿の10年間の保存が義務付け**られました。

※ 特定家畜人工授精用精液等：黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びそれらの交雑種の精液・受精卵

授精所の運営状況の報告・変更届出等の義務化

- ✓ 授精所の**運営状況を毎年都道府県知事に報告することが義務付け**られました。
- ✓ 授精所の開設時等の**届出内容に変更があったときには、変更後30日以内に都道府県知事に届出を行うことが義務付け**られました。
- ✓ 授精所を**休止・廃止・再開するときには、その1か月前までに都道府県知事に届出を行うことが義務付け**られました。

これらの規制の実効性を担保するため、**違反した場合の罰則が引き上げられました。**

特定家畜人工授精用精液等への表示義務

（家畜改良増殖法施行規則第42条、43条）

対象物	表示が義務付けられている事項
家畜人工授精用精液	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 雄畜の名前または個体識別番号 ✓ 採取年月日
家畜体内受精卵 家畜体外受精卵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号 ✓ 雄畜及び雌畜の名前または個体識別番号 ✓ 受精卵の採取・検査年月日

受精卵証明書番号でも可。

※ ストローへの表示方法：容器への直接表示またはラベル貼付

家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿

（家畜改良増殖法第32条の5、様式第24号その1）

家畜人工授精所の管理番号： _____

家畜人工授精所の名称及び所在地： _____

受精卵についても同様の記録簿を作成。（様式第24号その2）

記録後は10年間保存。

譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							

以下の番号を記入。**1 有 2 無**
・2の場合は具体的な相手方（自家利用の畜産農家、学術目的など）を備考欄に記入。

以下の番号を記入。**1 譲渡 3 廃棄 2 譲受 4 亡失**

※ この様式で規定されている事項が速やかに照合できれば、記録様式は問いません。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液の業務に関する報告書

（家畜改良増殖法施行規則第49条、様式第28号）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

都道府県知事 殿 _____ 年 月 日提出

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 家畜人工授精所の管理番号
- 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 家畜人工授精所の業務の別
- 報告対象物
- 前年12月31日現在の保存数量
- 家畜人工授精所の状況

毎年4月末までに都道府県に報告。

（単位：本）	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量														
譲受数量														
譲渡数量														
利用数量														
廃棄又は亡失した数量														
月末時点の保存数量														
備考														

4には以下の番号を記入。**1 家畜人工授精用精液 2 家畜受精卵**
 ・両方の業務を行っている場合は**別個に報告**。

3には以下の番号を記入。**1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（と畜場由来） 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（生体由来（OPU）） 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存・複数の業務を行っている場合は列挙。**

譲受・譲渡には、委託による保存のための搬出入を含む。

お問い合わせ先
 ○○県 農林水産部 畜産課 ○○グループ
 電話：012-345-6789 メール：xxxxxx@xx.pref.lg.jp

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省
ホームページ

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様

令和2年10月1日に

家畜遺伝資源法が施行されました

(家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律)

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

和牛の精液・
受精卵の生産事業者
の皆様へ

この法律に基づき、**知的財産としての価値の保護**を受けるため、和牛の精液・受精卵を譲渡するときには、**契約等により、使用可能な範囲・目的を明示**しましょう。

家畜人工授精師、
獣医師や畜産農家等
の皆様へ

契約等により示された**使用可能な範囲・目的を守って使用・譲渡等**を行い、**知的財産としての価値**を守りましょう。

不正流通の防止及び価値の保護のための措置

✓ **和牛の精液・受精卵**について、知的財産としての価値の保護の観点から、

- ① **詐欺・窃盗**により取得、譲渡等することや、他人から預かったものを**不正に取得、使用、譲渡等**すること
- ② **契約に違反して使用、譲渡等**すること
- ③ ①、②を使って**生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等**すること
- ④ ③を使って**生産された子牛(孫牛)や精液・受精卵を譲渡等**すること
- ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること

これらに該当する行為に関して、**差止請求、損害賠償請求**が可能となっています。



✓ このほか、民事訴訟手続きの負担軽減が図られるとともに、裁判所による信頼回復のための措置命令の対象となります。

罰則の導入

✓ 不正競争への抑止力強化のため、悪質性の高い**不正行為**については、**罰則が適用**されます。

個人の場合：10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金
法人の場合：3億円以下の罰金

和牛の精液・受精卵の使用の範囲や目的の明示について

◎ 契約の締結により使用の範囲や目的を明らかにし、相手先と確認しましょう。

(例) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第〇条 国外利用及び目的外利用の禁止
譲受者は、当該精液等を、日本国外で利用してはならない。

第〇条 第三者への譲渡
譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

(別添) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書 年 月 日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

署名 住所

・定型約款(不特定多数と効率的に契約を結ぶ方法)もご活用下さい。

◎ その上で、和牛の精液・受精卵の生産者の方は盗難等の被害にも備えるため、以下に取り組みましょう。

① 定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによる明示

定型約款による場合、その**定型約款の制限内容をホームページに掲載**などによって**明示**することも可能です。



② 家畜人工授精用精液証明書等への利用制限の記載による明示

第 号 (番号又は記号) (例)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号	123456789	種畜の等級	△級
名前	〇〇 (P黒XXX)		
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒原XXXX		
種類及び品種	肉用牛 黒毛和種		
精液採取年月日	2.10.1		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	〇県△市◇町XX 〇〇〇〇 印		
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	第XXXX号	〇県△市◇町XX 〇〇〇〇	印

※本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、**〇〇以外の目的での譲渡・利用は禁止**する。

・利用制限の概要がわかるよう、証明書の様式に記載することも可能です。
・家畜受精卵証明書も同様です。

・精液ストローに「(R)」と表示することで、この精液に利用制限があることを示すことも有効です。

③ 精液ストロー等への利用制限の表示による明示

ノウリントロウ 2020.10.01 (R)

雄畜の名前または個体識別番号 採取年月日 利用制限の表示※

※(R)は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称(Restricted=制限付き)です。契約に基づいた表示を推奨しています。

お問い合わせ先
〇〇県 農林水産部 畜産課 〇〇グループ
電話：012-345-6789 メール：xxxxxx@xx.pref.lg.jp

農水省 家畜遺伝資源 検索

農林水産省 ホームページ



不正な精液や受精卵は、 買わない! 売らない! 使わない!

(法令を遵守し、トラブルを防ぎましょう)



- ✓ 正しい証明書が添付されていない精液を譲渡・使用することは不正な行為です。
- ✓ 不正な行為によって生産された受精卵を譲渡・使用することはできません。
- ✓ 使用済みの精液や受精卵の証明書・ストローを他人に譲渡することはできません。

これらの事項に抵触する場合は、
家畜改良増殖法違反に問われる可能性があります。

詳しい注意点は
こちら(裏面)

ご不明な点や不正流通に関する情報等がありましたら、お住まいの都道府県又は地方農政局等に連絡してください。

組織名	部署名	連絡先
〇〇県	〇〇部〇〇課	000-000-0000 (内線)
〇〇農政局	生産部畜産課	000-000-0000 (直通)

精液や受精卵を譲渡・使用する際は 以下に注意して下さい!

① 精液に正しい証明書が添付されていますか?

正しい証明書が添付されていない精液は、有償・無償を問わず譲渡や使用ができません。



- 既に使用された痕跡はありませんか?
 - ・ 授精証明書から剥がした痕跡(破れ、割印の跡)がある
 - ・ 「譲渡・経由の確認」等が修正液で塗りつぶされている
- 偽造(コピー等)された形跡はありませんか?
 - ・ 他の証明書と紙質や印刷の色が違う
- 「譲渡・経由の確認」の欄は正確ですか?
 - ・ 記載漏れや不自然な経由がある
- 記載内容とストローの表示が一致していますか?
 - ・ 採取年月日が異なる

② 注入する精液に、使用制限はありませんか?



県有牛の精液やその受精卵などの中には、契約により、使用者の範囲や使用目的が制限されているものがあります。この制限に反するものは不正に流通したものである可能性があります。

不正流通を防止するために

- ◆ 精液証明書等(添付されているストローを含みます)は適切に保管しましょう(紛失・盗難にも注意)。
- ◆ 牛の廃用等の理由で使用後に不要となった精液証明書等は、使用済みであることが 外観上判別できるよう、ペンで×をする(右図の例)などの再使用防止の処置をしましょう。



【図: 全体にペンで×を記載した例】

※譲渡・使用する受精卵についても正しい受精卵証明書が添付されているかなど同様に注意してください。

※上記により、精液や受精卵の不正流通が疑われる場合はお住まいの都道府県又は地方農政局等にご相談ください。



獣医師・家畜人工授精師の皆様へ



不正な精液や受精卵は、 注入・移植・採取しない！

(法令を遵守し、トラブルを防ぎましょう)



✓ 正しい証明書が添付されていない精液や受精卵を譲渡・使用（注入・移植）をすることは不正な行為です。

✓ 家畜人工授精簿、授精証明書、受精卵証明書等には、正しい情報を記載する必要があります。

これらの事項に抵触する場合は、**家畜改良増殖法違反**に問われる可能性があります。

詳しい注意点は
こちら(裏面)

ご不明な点や不正流通に関する情報等がありましたら、お住まいの都道府県又は地方農政局等に連絡してください。

組織名	部署名	連絡先
〇〇県	〇〇部〇〇課	000-000-0000 (内線)
〇〇農政局	生産部畜産課	000-000-0000 (直通)

精液・受精卵の使用や受精卵の採取の際には、以下に注意して下さい！

- ① 注入しようとする精液には、正しい精液証明書が添付されていますか？
- ② 採卵しようとする供卵牛の授精証明書には、正しい精液証明書が添付されていますか？

ストローの融解や採卵を開始する前に必ず証明書の原本を確認して下さい！
農家が所有する精液を注入する際や、他者が精液を注入した牛から受精卵を採取する際は、特に注意が必要です！



精液証明書の確認のポイント

- 既に使用された痕跡はありませんか？
 - ・ 授精証明書から剥がした痕跡（破れ、割印の跡）がある
 - ・ 「譲渡・経由の確認」等が修正液で塗りつぶされている
- 偽造（コピー等）された形跡はありませんか？
 - ・ 他の証明書と紙質や印刷の色が違う
- 「譲渡・経由の確認」の欄は正確ですか？
 - ・ 記載漏れや不自然な経由がある
- 記載内容とストローの表示が一致していますか？
 - ・ 採取年月日が異なる



不正が確認された際の対応

- 精液証明書の不正が疑われる場合は、精液の融解や体内受精卵の採取を中止してください。
- 精液の注入や体内受精卵の採取等の後に精液証明書の不正に気がついた場合は、授精証明書や体内受精卵証明書は交付しないでください。
- お住まいの都道府県又は地方農政局等にご相談ください。

※ 移植しようとする受精卵の授精証明書や、体外授精に使用する精液の精液証明書についても同様に注意して下さい。